

## 丸亀市 EV 給電サポーター制度 Q&A

Q1. 「丸亀市 EV 給電サポーター」はどんな活動を行うのですか？

A. 大規模停電発生時などにおいて、市が指定した避難所・救護所・医療機関に対象車両にてご参集いただき、避難所等で生活に必要な電源を供給していただきます。

※まず、市が保有する車両や災害時協定による民間企業から提供される車両による給電活動を行い、車両が不足する場合のみ、協力依頼を行います。

Q2. 登録はどのように行えばよいですか？

A. 市 HP より申請様式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ車検証の写しと併せて危機管理課までご提出ください。ご提出方法は、持参、郵送、メール、ファクシミリにて承ります。

Q3. 給電は具体的にどのような方法で行うのですか？

A. 市が用意する外部給電器や避難所等に設備している V2H (ビークル・トゥ・ホーム<Vehicle to Home>)、車両の 100V/1500W コンセントからの給電方法を想定しています。

Q4. 外部給電器を持っていないのですが、登録は可能ですか？

A. 対象車両をお持ちであれば、登録は可能です。

なお、車両から電気を取り出す外部給電器については、必要に応じて市で用意します。

Q5. 活動依頼を受けた場合は、必ず活動を行う必要がありますか？

A. あくまでボランティア活動となりますので、活動は義務ではありません。

特に「災害活動」の場合、ご自身やご家族の身体・財産の安全などを最優先に考慮してください。

その上で、給電活動が可能であると判断された場合のみ、活動へのご協力をお願いします。

Q6. 活動が必要な場合は、市から連絡があるのですか？

A. 活動が必要な場合は、市から登録者に対し活動場所と併せて給電活動へのご協力について連絡させていただきます。

Q7. 活動中に負傷した場合などの補償はどうなっていますか？

A. 市が加入するボランティア保険により、活動中(自宅からの移動を含む)の負傷などに対して補償します。

なお、当該保険の対象となるのは、市からの依頼に基づき活動に従事された場合に限りです。

Q8. 活動期間はどれくらいですか？

A. 活動ごとに登録者のご都合や活動場所から帰宅までに必要な電力残量などを考慮して調整します。

また、健康状態の悪化や車両の故障など、活動の継続が困難である場合は、ただちに活動を終了していただいて構いません。

Q9. ハイブリット車でも登録できますか？

A. 申し訳ありませんが、ハイブリット車は登録できません。